

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育給付の支給及び施設等利用費の給付、地域子ども・子育て支援事業に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法等の規定に基づき、保育所、認定こども園等を利用する対象者の資格認定管理、保育給付の支給、徴収金の徴収・滞納整理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額(保育料)及び副食費の算定に関する各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥「サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む ⑦施設等利用費請求(償還払い)の際に公金受取口座の照会及び確認を行う
③システムの名称	①子ども子育て支援システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス) ⑥申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第127項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) なし (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第155項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第157条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本市子ども局こども育成部保育幼稚園課
②所属長の役職名	保育幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課市政情報プラザ 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市子ども局こども育成部保育幼稚園課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2568

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月1日	表紙	教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務	教育・保育給付の支給及び施設等利用費の給付、地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事後	
令和2年12月1日	I 1①事務の名称	教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務	教育・保育給付の支給及び施設等利用費の給付、地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事後	
令和2年12月1日	I 1②事務の概要	④利用者負担の算定に関する各種情報の照会	④利用者負担額(保育料)及び副査費の算定に関する各種情報の照会	事後	
令和3年12月23日	I 5②所属長	保育幼稚園課長 大林 正夫	保育幼稚園課長 伊藤 和貴	事後	
令和3年12月23日	II 1及び2 計数の時点	令和2年4月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和5年1月10日	I 4②法令上の根拠(情報照会)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第13、116項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第116項	事後	
令和5年1月10日	I 5②所属長	保育幼稚園課長 伊藤 和貴	保育幼稚園課長 岩下 敏和	事後	
令和5年1月10日	II 1及び2 計数の時点	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年3月15日	I 1③ システムの名称	①子ども子育て支援システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー	①子ども子育て支援システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス) ⑥申請管理システム	事後	
令和5年3月15日	I 5②所属長	保育幼稚園課長 岩下 敏和	保育幼稚園課長	事後	
令和5年7月13日	II 1及び2 計数の時点	令和4年12月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月13日	I 関連情報 5①部署 8連絡先	熊本市健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課	熊本市子ども局子ども育成部保育幼稚園課	事後	
令和5年7月13日	I 1②事務の概要		追記 ⑥「サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む	事後	
令和6年5月27日	I 1②事務の概要		追記 ⑦施設等利用費請求(償還払い)の際に公金受取口座の照会及び確認を行う	事後	
令和6年5月27日	II 1及び2 計数の時点	令和5年7月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年8月9日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第94項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第127項	事後	
令和6年8月9日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 未公布	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第68条	事後	
令和6年8月9日	I 4② 法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第116項	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第155項	事後	
令和6年8月9日	I 4② 法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 未公布	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第157条	事後	